

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画推進の体制
 - (1) 庁内体制の充実
 - (2) 関係機関との連携
 - (3) 施策のマネジメント



1 計画の推進

地下水総合保全管理計画の具体化にあたっては、この計画に示される諸計画及び各種施策の実施をもって推進します。

2 計画推進の体制

(1) 庁内体制の充実

地下水の保全と利活用に向けては、各種の施策を総合的に推進していく必要があります。そのため、庁内の連絡・調整体制の充実を図り、計画に掲げた各施策の実行・評価・改善を進めていきます。

(2) 関係機関との連携

水源林の保全・再生・整備や広域的建設事業などの市域を越えた事業については、国・県等と連携を図り、計画を推進します。

(3) 施策のマネジメント

計画に掲げる各施策を着実に実施していくとともに、実施した施策・事業の効果を評価し必要に応じて見直しを行うため、内部評価のほか審議会や専門家等の外部評価による効果検証を取り入れたPDCAサイクルを実践し、気候変動や変化する水循環の環境に的確かつ柔軟に対応する計画としていきます。



資料



秦野市地下水保全条例及び秦野市地下水保全条例施行規則

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
(秦野市条例第9号) 公布 H12. 3. 24 施行 H12. 4. 1 改正 H31. 4. 1	(秦野市規則第17号) 公布 H12. 3. 31 施行 H12. 4. 1 改正 H31. 4. 1
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、秦野市民憲章(昭和44年秦野市告示第49号)において「きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。」と定めた理念に基づき、及び地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水を涵(かん)養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、秦野市地下水保全条例(平成12年秦野市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。 (1) 地質 土地を構成している土壌、地層及びこれらの間隙に存する地下水、気体等の総体をいう。 (2) 対象物質 人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。 (3) 使用事業場 対象物質を使用して物の製造(対象物質の製造を含む。以下同じ。)、加工、洗浄、試験、検査その他これらに類する行為(以下「物の製造等」という。)を行う工場又は事業場(以下「工場等」という。)をいう。 (4) 過去使用事業場 対象物質を使用して物の製造等を行っていた工場等をいう。 (5) 地下水盆 秦野盆地の地下にある水を貯める地質上の構造域をいう。 (6) 地下水 水の循環系において、市域の地表面下にある水(温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉を除く。)をいう。 (7) 井戸 地下水を利用する目的で設置する構造物をいう。 (8) 地下水涵(かん)養域 地下水盆に雨水等を浸透する区域として規則で定める区域をいう。 (9) 地下水人工涵(かん)養 地下水を人工的に増やす事業として規則で定めるものをいう。	(定義) 第2条 この規則において「措置実施者」とは、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条の規定による神奈川県知事からの指示を受けた者(その指示の原因が、条例第2条第2号に規定する対象物質と同一の場合に限る。)をいう。 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。 (対象物質) 第3条 条例第2条第2号の規定により定める人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質は、次に掲げる物質とする。 (1) トリクロロエチレン (2) テトラクロロエチレン (3) 1, 1, 1-トリクロロエタン (4) 四塩化炭素 (5) 1, 1, 2-トリクロロエタン (6) 1, 2-ジクロロエタン (7) 1, 1-ジクロロエチレン (8) 1, 2-ジクロロエチレン (9) ジクロロメタン (10) ベンゼン (11) クロロホルム (地下水涵(かん)養域) 第4条 条例第2条第8号の規定により定める地下水盆に雨水等を浸透する区域は、別表第1に定めるとおりとし、その区域の範囲は、別に公告する。 (地下水人工涵(かん)養) 第5条 条例第2条第9号の規定により定める地下水を人工的に増やす事業は、次に掲げるとおりとする。 (1) 井戸涵(かん)養事業 (2) 地表涵(かん)養事業 (3) 間接涵(かん)養事業

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 本市は、地下水の水質及び水量の保全（以下「地下水の保全」という。）に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。</p>	
<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、本市が実施する地下水の保全に関する施策に協力する責務を有するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。</p>	
<p>(地下水採取者の責務)</p> <p>第5条 井戸により地下水を採取している者は、自ら利用する地下水に恩恵を受けているとの認識に立ち、本市が実施する地下水の水質の保全及び地下水の涵(かん)養に協力する責務を有するものとする。</p>	
<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、本市が実施する地下水の保全に関する施策に協力する責務を有するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。</p>	
<p>第2章 汚染の防止 (使用事業場の設置届出)</p> <p>第7条 使用事業場を設置しようとする者は、使用事業場ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 使用事業場の名称及び所在地</p> <p>(3) 使用事業場の業種、主要な生産品等の事業の概要</p> <p>(4) 使用事業場の敷地内における建物等の配置及び構造</p> <p>(5) 対象物質の種類</p> <p>(6) 対象物質の使用、保管及び処分の方法</p> <p>(7) 対象物質による地質の汚染の防止方法</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>第2章 汚染の防止 (使用事業場の設置届出の手續)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による届出は、設置届書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第7条第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用事業場における用水及び排水の系統</p> <p>(2) 排水の排出先</p>
<p>(新たな対象物質に係る現況の届出)</p> <p>第8条 一つの物質が新たに対象物質となったときは、現にその物質を使用して物の製造等を行う工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、その物質が対象物質となった日から1か月以内に、使用事業場ごとに、前条各号に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、その届出に係る事項のうち、市長が届出を要しないと認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>(新たな対象物質に係る現況の届出の手續)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による届出は、現況届書（第2号様式）により行うものとする。</p>
<p>(新たな対象物質に係る過去使用の届出)</p>	<p>(新たな対象物質に係る過去使用の届出の)</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>第9条 一つの物質が新たに対象物質となったときは、その物質を使用して物の製造等を行っていた工場等を設置している者又は設置していた者は、その物質が対象物質となった日から1か月以内に、過去使用事業場ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、その届出に係る事項のうち、市長が届出を要しないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 過去使用事業場の名称及び所在地</p> <p>(3) 過去使用事業場の業種、主要な生産品等の事業の概要</p> <p>(4) 過去使用事業場の敷地内における建物等の配置及び構造</p> <p>(5) 対象物質の種類</p> <p>(6) 対象物質の使用、保管及び処分の方法</p>	<p>手続)</p> <p>第8条 条例第9条の規定による届出は、過去使用届書（第3号様式）により行うものとする。</p>
<p>(使用事業場の変更届出)</p> <p>第10条 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第7条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p>	<p>(使用事業場の変更届出の手続)</p> <p>第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、氏名等変更届書（第4号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による届出は、使用等変更届書（第5号様式）により行うものとする。</p>
<p>(対象物質の使用制限)</p> <p>第11条 第7条又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出をした日から1か月を経過した後でなければ、その届出に係る対象物質を使用してはならない。</p> <p>2 市長は、第7条又は前条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p>	
<p>(地下浸透の防止)</p> <p>第12条 使用事業場を設置している者は、対象物質を含む液体（対象物質の原液を含む。）が地下に浸透することによる地質の汚染を防止するため、規則で定めるところにより対象物質を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 使用事業場を設置している者は、対象物質が大気へ揮散した後、地下に浸透することによる地質の汚染を防止するため、規則で定めるところにより対象物質の大気への揮散を抑制するよう努めなければならない。</p>	<p>(対象物質の管理等)</p> <p>第10条 条例第12条第1項の規定による対象物質の適正な管理は、別表第2に定めるとおり行うものとする。</p> <p>2 条例第12条第2項の規定による対象物質の大気への揮散の抑制は、次に掲げるとおり行うものとする。</p> <p>(1) 使用する設備については、密閉性の高い構造とし、適正に維持管理すること。</p> <p>(2) 排出ガスについては、必要に応じて活性炭吸着装置等により、適正に処理すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、大気への揮散を抑制するための適切な処置をとる</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
	こと。
<p>(使用事業場の計画変更命令等)</p> <p>第13条 市長は、第7条又は第10条第2項の規定による届出があった場合において、前条第1項の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があった日から1か月以内に限り、その届出に係る第7条第4号から第8号までに規定する事項の計画の変更を命じることができる。</p> <p>2 市長は、第7条又は第10条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画の内容が前条第2項の規定による大気への揮散を抑制するための適切な処置をとっていないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の内容の変更を勧告することができる。</p>	
<p>(使用事業場の改善命令等)</p> <p>第14条 市長は、使用事業場を設置している者が第12条第1項の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、第7条第4号から第8号までに規定する事項の内容の改善を命じ、又は対象物質の使用の一時停止を命じることができる。</p> <p>2 市長は、使用事業場を設置している者が第12条第2項の規定による大気への揮散を抑制するための適切な処置をとっていないと認めるときは、その者に対し、必要な処置をとることを勧告することができる。</p>	
<p>(命令の事前手続)</p> <p>第15条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による命令をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水汚染対策審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(物質収支の報告)</p> <p>第16条 使用事業場を設置している者は、毎年度(4月から翌年の3月まで)の対象物質の搬入量及び搬出量に関する物質収支をその年度の終了後2か月以内に規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p>	<p>(物質収支の報告の手続)</p> <p>第11条 条例第16条の規定による報告は、物質収支報告書(第6号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、物質収支報告書には、対象物質の搬入量及び搬出量が確認できる書類を添付するものとする。</p>
<p>(対象物質の使用量の削減等)</p> <p>第17条 使用事業場を設置している者は、対象物質の使用量の削減、他物質への転換、施設の改善等に努めなければならない。</p>	
<p>(従業者の教育)</p> <p>第18条 使用事業場を設置している者は、その従業者に対し、対象物質に関する知識、取扱方法等についての教育を実施し、対象物質の適正管理に努めなければならない。</p>	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>(対象物質の使用廃止届出)</p> <p>第19条 第7条、第8条又は第10条第2項の規定による届出をした者は、使用事業場において、その届出に係る対象物質のすべてを使用しなくなったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p>	<p>(対象物質の使用廃止届出の手續)</p> <p>第12条 条例第19条の規定による届出は、使用廃止届書（第7号様式）により行うものとする。</p>
<p>(使用事業場に関する地位の承継)</p> <p>第20条 使用事業場を設置している者から使用事業場を譲り受け（相続し、又は合併したときを含む。）、又は借り受けた者は、その者に係るこの条例に規定する使用事業場に関する地位を承継する。</p>	
<p>(事故時の処置)</p> <p>第21条 工場等を設置している者は、その工場等において施設等の破損その他の事故に伴い、対象物質により地質を汚染し、又は汚染するおそれが生じたときは、地質の汚染の拡大を防止し、又は汚染をさせないための必要な処置を直ちにとるとともに、速やかにその事故の状況及び行った処置の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、工場等を設置している者が前項の必要な処置を行わず、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な処置をとることを命じることができる。</p>	
<p>第3章 汚染の調査及び浄化</p> <p>(汚染状態の基礎的な調査)</p> <p>第22条 市長は、対象物質により地質が汚染されているおそれがある土地について、対象物質による地質の汚染状態の概況を把握する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。ただし、市長以外の者が基礎調査を行うことを妨げない。</p>	
<p>(汚染状態の詳細な調査)</p> <p>第23条 次に掲げる者（以下「関係事業者」という。）は、第28条第1項に規定する浄化目標を超える汚染があると市長が認める土地（以下「汚染地」という。）について、対象物質による地質の汚染状態の詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条の規定による神奈川県知事からの指示を受けた者（その指示の原因が、第2条第2号に規定する対象物質と同一の場合に限る。以下「措置実施者」という。）があるときは、措置実施者が詳細調査を行わなければならない。</p> <p>(1) 汚染地に使用事業場を設置している者</p> <p>(2) 汚染地に過去使用事業場を設置している</p>	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>者又は設置していた者</p> <p>(3) 対象物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、汚染地の地質の汚染を引き起こした者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、汚染地の地質の汚染に関係したと市長が認める者</p> <p>2 市長は、基礎調査の結果等に基づいて、前項本文の規定により詳細調査を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(連帯して行う詳細調査)</p> <p>第24条 前条第2項の規定による指定を受けた者が2人以上存するときは、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。</p>	
<p>(詳細調査の計画の承認)</p> <p>第25条 第23条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内（措置実施者は、規則で定める日まで）に、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより詳細調査の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第3章 汚染の調査及び浄化 (詳細調査の計画承認の手続)</p> <p>第13条 条例第25条第1項の規定により定める日は、措置実施者が汚染の除去等の措置を行うべき期限として神奈川県知事から指示された日とする。</p> <p>2 条例第25条第1項の規定による詳細調査の計画は、詳細調査計画書（第8号様式）により行うものとする。</p> <p>3 市長は、条例第25条第1項の規定による承認をするときは、詳細調査計画書を提出した者に対し、詳細調査計画承認書（第9号様式）を交付するものとする。</p> <p>4 条例第25条第2項の規定による詳細調査の変更計画は、詳細調査変更計画書（第10号様式）により行うものとする。</p> <p>5 市長は、条例第25条第2項の規定による承認をするときは、詳細調査変更計画書を提出した者に対し、詳細調査変更計画承認書（第11号様式）を交付するものとする。</p>
<p>(詳細調査の監督等)</p> <p>第26条 市長は、詳細調査を行う汚染地に立ち入って、詳細調査を監督することができる。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、詳細調査の計画の内容を変更して調査させることができる。</p>	
<p>(詳細調査の結果報告)</p> <p>第27条 関係事業者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p>	<p>(詳細調査の結果報告の手続)</p> <p>第14条 条例第27条の規定による報告は、詳細調査結果報告書（第12号様式）により行うものとする。</p>
<p>(汚染を浄化する事業)</p> <p>第28条 関係事業者は、汚染地内の対象物質による地質の汚染を浄化する事業（以下「浄化事業」という。）を規則で定める浄化目標に</p>	<p>(浄化目標)</p> <p>第15条 条例第28条第1項の規定により定める浄化目標は、別表第3に定めるとおりとする。</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>適合するように行わなければならない。ただし、措置実施者があるときは、措置実施者が浄化事業を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、詳細調査の結果等に基づいて、前項本文の規定前項の規定により浄化事業を行わなければならない関係事業者を指定するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(連帯して行う浄化事業)</p> <p>第29条 前条第2項の規定による指定を受けた者が2人以上存するときは、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。</p>	
<p>(浄化事業の計画の承認)</p> <p>第30条 第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内（措置実施者は、規則で定める日まで）に、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより浄化事業の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(浄化事業の計画承認の手続)</p> <p>第16条 条例第30条第1項の規定により定める日は、措置実施者が汚染の除去等の措置を行うべき期限として神奈川県知事から指示された日とする。</p> <p>2 条例第30条第1項の規定による浄化事業の計画は、浄化事業計画書（第13号様式）により行うものとする。</p> <p>3 市長は、条例第30条第1項の規定による承認をするときは、浄化事業計画書（第14号様式）を提出した者に対し、浄化事業計画承認書を交付するものとする。</p> <p>4 条例第30条第2項の規定による浄化事業の変更計画は、浄化事業変更計画書（第15号様式）により行うものとする。</p> <p>5 市長は、条例第30条第2項の規定による承認をするときは、浄化事業変更計画書を提出した者に対し、浄化事業変更計画承認書（第16号様式）を交付するものとする。</p>
<p>(浄化事業の監督等)</p> <p>第31条 市長は、浄化事業を行う汚染地に立ち入って、浄化事業を監督することができる。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業を行わせることができる。</p>	
<p>(浄化事業の経過報告)</p> <p>第32条 関係事業者又は措置実施者は、浄化事業が3か月を超えるときは、3か月に1回以上その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p>	<p>(浄化事業の経過報告の手続)</p> <p>第17条 条例第32条の規定による報告は、浄化事業経過報告書（第17号様式）により行うものとする。</p>
<p>(浄化事業の終了)</p> <p>第33条 関係事業者又は措置実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申し出て、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(浄化事業終了の承認の手続)</p> <p>第18条 条例第33条第1項の規定による申出は、浄化事業終了申出書（第18号様式）により行うものとする。</p> <p>2 市長は、条例第33条第1項の規定によ</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>2 市長は、前項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>る承認をするときは、浄化事業終了申出書を提出した者に対し、浄化事業終了承認書（第19号様式）を交付するものとする。</p>
<p>(市長が行う詳細調査及び浄化事業) 第35条 市長は、第23条第2項又は第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行うことができる。 (1) 汚染地の地質を汚染した者が不明のとき。 (2) 関係事業者の所在が不明のとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 市長は、前項の規定により自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行った場合において、第23条第2項又は第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者が前項各号に該当しなくなったときは、その者に対し、その詳細調査又は浄化事業に要した経費を請求することができる。 3 市長は、第1項の規定により自ら汚染地の詳細調査又は浄化事業を行おうとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(所有者等の協力) 第36条 汚染地を所有し、又は占有する者は、関係事業者、措置実施者又は市長が行う詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。</p>	
<p>第4章 水量の保全 (地下水盆の保全) 第37条 市長は、市民共有の財産である地下水盆の保全に努めるものとする。</p>	
<p>(地下水位の監視) 第38条 市長は、地下水の水収支を把握するため、定期的に地下水位の監視を行うものとする。</p>	
<p>(井戸設置の禁止) 第39条 土地を所有し、又は占有する者は、その土地に井戸を設置することができない。ただし、規則で定める理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。 2 市長は、前項ただし書の許可をしようとするときは、秦野市環境基本条例（平成12年秦野市条例第8号）第15条に規定する秦野市環境審議会の意見を聴くものとする。 3 市長は、第1項ただし書の許可をしようとするときは、この条例の目的を実現するために必要と認める条件を付すことができる。</p>	<p>第4章 水量の保全 (井戸設置の許可要件) 第19条 条例第39条第1項ただし書の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。 (1) 水道水その他の水を用いることが困難なこと。 (2) その他井戸を設置することについて市長が特に必要と認めるとき。</p>
	<p>(井戸設置の許可申請の手続) 第20条 条例第39条第1項ただし書の規</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
	<p>定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置許可申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 井戸の設置場所</p> <p>(3) 地下水の使用目的</p> <p>(4) 1日あたりの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数</p> <p>2 井戸設置許可申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。</p> <p>(1) 井戸設置場所の案内図</p> <p>(2) 地下水の利用系統図</p> <p>(3) 地下水の合理的な使用及び節水並びに節水に有効な施設の設置等を記載した地下水節水計画書（第21号様式）</p> <p>(4) 地下水人工涵（かん）養に協力する雨水浸透施設の設置及び緑地の確保並びに間接涵（かん）養事業への参加等を記載した地下水涵（かん）養計画書（第22号様式）</p> <p>(5) 地下水管理者届書（第23号様式。1日当たりの揚水予定量が20立方メートル以上のものに限る。）</p>
	<p>（井戸設置の許可又は不許可に係る標準処理期間）</p> <p>第21条 井戸設置許可申請書が提出されてからその申請に対する許可又は不許可の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その申請書が提出された日の翌日から起算して60日を経過する日とする。</p>
	<p>（井戸設置の許可条件）</p> <p>第22条 条例第39条第3項の規定により市長が付することができる条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 井戸設置者は、井戸に量水器を設置し、適正に維持管理すること。</p> <p>(2) 井戸設置者は、四半期ごとに、地下水利用報告書（第24号様式）により、地下水揚水量を市長に報告すること。</p>
	<p>（井戸設置の許可又は不許可の通知）</p> <p>第23条 市長は、井戸設置の許可の申請について、許可又は不許可の処分をするときは、その申請をした者に対して、井戸設置許可（不許可）決定通知書（第25号様式）により通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、同時に、その処分の理由を明記しなければならない。</p>
<p>（井戸設置の届出）</p> <p>第40条 前条第1項ただし書の許可を受けて井戸を設置しようとする者は、井戸ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより</p>	<p>（井戸設置の届出の手續）</p> <p>第24条 条例第40条第1項の規定による届出は、井戸設置届書（第26号様式）により行うものとする。</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 井戸の設置場所</p> <p>(3) 地下水の使用目的</p> <p>(4) 井戸及び揚水設備の構造</p> <p>(5) 揚水機の定格</p> <p>(6) 1日当たりの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数</p> <p>(7) 井戸の設置年月日</p> <p>2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。</p>	<p>2 条例第40条第2項の規定により定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 井戸設置場所の案内図</p> <p>(2) 揚水設備の配置状況図</p> <p>(3) 揚水設備の構造図</p> <p>(4) 揚水の利用系統図</p>
<p>(井戸設置の許可の取消し等)</p> <p>第41条 市長は、井戸設置の許可を受けた者(以下「井戸設置者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他の不正な手段により、井戸設置の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 井戸設置の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までにその井戸の設置に着手しないとき。</p> <p>(3) 井戸設置の許可に付した条件を実施しないとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、その許可取消しに係る井戸について、地下水の保全に関して必要があると認めるときは、その許可の取消しを受けた者に対し、井戸の撤去その他必要な処置をとるように命じることができる。</p>	
<p>(井戸撤去等の命令)</p> <p>第42条 市長は、井戸設置の許可を受けずに井戸を設置した者に対し、その設置の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、井戸の撤去その他必要な処置をとるように命じることができる。</p>	
	<p>(井戸設置台帳の整備)</p> <p>第25条 市長は、本市の区域内に存する井戸を把握するため、井戸設置台帳(第27号様式)を備えるものとする。</p>
<p>(井戸の構造等の変更届出)</p> <p>第43条 井戸設置者は、第40条第1項第1号に規定する事項に変更があったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>2 井戸設置者は、第40条第1項第2号から第6号までのいずれかに規定する事項を変更しようとするときは、変更の1か月前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(井戸の構造等の変更届出の手續)</p> <p>第26条 条例第43条第1項の規定による届出は、井戸設置者変更届書(第28号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第43条第2項の規定による届出は、井戸の構造等変更届書(第29号様式)により行うものとする。</p>
<p>(揚水量等の計画変更命令等)</p> <p>第44条 市長は、前条第2項の規定による届</p>	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
出があった場合において、地下水の水質又は水量に影響があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があった日から1か月以内に限り、第40条第1項第2号から第6号までに規定する事項の計画の変更を命じることができる。	
(井戸廃止の届出) 第45条 第40条又は第43条の規定による届出をした者は、井戸の使用を廃止し、又は井戸を撤去したときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。	(井戸廃止の届出の手續) 第27条 条例第45条の規定による届出は、井戸使用廃止届書(第30号様式)により行うものとする。
(井戸に関する地位の承継) 第46条 井戸設置者から井戸の存する土地を譲り受け(相続し、又は合併したときを含む。)、又は借り受けた者は、その者に係るこの条例に規定する井戸に関する地位を承継する。	
(地下水の利用制限) 第47条 市長は、地下水への著しい影響又は地盤沈下が生じるおそれがあると認めるときは、井戸設置者に対し、地下水の取水を禁止し、若しくは一時中断し、又は取水量の減量を命じることができる。	
(地下水の循環利用) 第48条 井戸設置者は、技術的に可能な範囲で地下水の循環利用を行い、節水に努めなければならない。	
(工事による地下水への影響に対する処置) 第49条 建築物の建築その他の工事を行おうとする者(以下「工事施行者」という。)は、その工事により地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ必要な処置をとるものとする。	(工事施行者の行う処置) 第28条 条例第49条に規定する必要な処置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の指示するボーリング調査 (2) 地下水の使用に影響を及ぼすおそれのある区域の住民との協議
(地下水への影響に対する処置命令) 第50条 市長は、工事により地下水の水質又は水量に影響を与えたと認めるときは、その工事施行者に対し、速やかに必要な処置をとることを命じることができる。	(工事施行者への処置命令) 第29条 条例第50条に規定する必要な処置は、上水道若しくは農業用水の確保又はこれに替わるべき処置とする。
	(雨水浸透施設の設置を指導しない場合の土地の要件) 第30条 地下水涵(かん)養域において、次の各号のいずれかに該当する土地を除いて、条例第57条に規定する地下水人工涵(かん)養のため、雨水浸透施設の設置の協力を建物の設置者に対して求めるものとする。 (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
	崩壊危険区域にある土地 (2) こう配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える傾斜地（第4号に該当する土地を除く。） (3) 前号の傾斜地の上端又は下端からの水平距離がその高さの2倍に相当する距離内にある土地（次号に該当する土地を除く。） (4) 高さが2メートルを超える擁壁が施工され、その上端又は下端からその高さに相当する水平距離内にある土地 (5) 前各号に定めるもののほか、雨水を浸透させることにより地すべり又は崖崩れのおそれがある土地
第5章 地下水の涵(かん)養 (地下水人工涵(かん)養の実施) 第51条 市長は、地下水の保全に関する施策に基づき、地下水人工涵(かん)養を行うものとする。	
(水源林の保全) 第52条 市長は、雨水の保水力及び地下水盆への地下水涵(かん)養機能が高い森林を水源林とし、保全に努めるものとする。	
(休耕田等の活用) 第53条 市長は、農業用水等を利用した地下水人工涵(かん)養を行うため、地下水涵(かん)養域にある休耕田等の調査を行うことができる。 2 市長は、休耕田等の所有者に対し、前項の地下水人工涵(かん)養を行うための協力を求めることができる。	
(水辺の整備) 第54条 市長は、地下水涵(かん)養域にある水辺の整備に当たっては、雨水の保水及び涵(かん)養に配慮するものとする。 2 市長は、地下水湧出域にある水辺の整備を行い、名水「秦野盆地湧水群」の保全に努めるものとする。	
(緑地の管理) 第55条 工場等を設置している者は、敷地内の緑地の管理に当たっては、雨水の保水力を高める樹種の選定等に配慮するものとする。	
(自噴井所有者の協力) 第56条 自噴井の存する土地の所有者は、市長が行う地下水人工涵(かん)養に協力するものとする。	
(建物設置者の協力) 第57条 市長は、地下水涵(かん)養域の建物の設置者に対し、地下水人工涵(かん)養のため、雨水浸透施設の設置について協力を求め	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
ることができる。	
<p>第6章 基金 (基金の設置)</p> <p>第58条 地下水の水質を保全する事業その他必要な事業を行うため、秦野市地下水汚染対策基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>第5章 基金 (事業)</p> <p>第31条 基金の目的を達成するために必要な事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長が行う基礎調査、詳細調査又は浄化事業</p> <p>(2) 関係事業者又は措置実施者が行う詳細調査又は浄化事業に対する融資又は助成</p> <p>(3) 上水道への切替え工事等の健康被害防止事業</p> <p>(4) 健康影響調査</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業</p>
<p>(積立て)</p> <p>第59条 毎年度基金として積み立てる現金の額は、次に掲げるものの合計額とし、その年度の本市の一般会計予算(以下「予算」という。)に計上した額とする。</p> <p>(1) 本市の資金</p> <p>(2) 基金の趣旨に沿う寄附金</p> <p>(3) 基金の運用から生じる収益金</p>	<p>(寄附の受付)</p> <p>第32条 基金への寄附の申出は、寄附申出書(第31号様式)により受け付けるものとする。</p>
<p>(管理)</p> <p>第60条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	<p>(基金台帳の整備)</p> <p>第33条 市長は、基金の適正な管理を図るため、基金台帳(第32号様式)を備えるものとする。</p>
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第61条 基金の運用から生じる収益金は、予算に計上して基金の目的を達成するための必要な事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。</p>	
<p>(繰替運用)</p> <p>第62条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
<p>(処分)</p> <p>第63条 市長は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	
<p>第7章 秦野市地下水保全審議会 (秦野市地下水保全審議会の設置)</p> <p>第64条 市長の附属機関として、秦野市地下水保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、この条例に定めるもののほか、地下水の保全その他関連する事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、そ</p>	<p>第6章 秦野市地下水保全審議会 (審議会の委員)</p> <p>第34条 秦野市地下水保全審議会(以下「審議会」という。)は、9名の委員により組織する。</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>の結果を答申し、又はその意見を建議する。</p> <p>3 審議会は、15名以内の委員により組織する。</p> <p>4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(2) その他市長が必要と認める者 (任期)</p> <p>第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第36条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第37条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 (部会)</p> <p>第38条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 (会議の公開)</p> <p>第39条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持その他会議の運営上特に必要と認めるときは、審議会の議決によりこれを非公開とすることができる。 (意見の聴取)</p> <p>第40条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。 (議事録の作成)</p> <p>第41条 審議会の会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。</p> <p>2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。 (庶務)</p> <p>第42条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。 (補則)</p> <p>第43条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>(秘密の保持)</p> <p>第65条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p>	
<p>第8章 雑則 (化学物質の自主管理)</p> <p>第66条 工場等を設置している者のうち、地質を汚染するおそれがある物質として規則で定めるもの(以下「自主管理物質」という。)を使用して物の製造等を行っている者は、規則で定めるところにより自主管理物質の使用、保管、処分等に関する事項を記録しておくなければならない。</p>	<p>第7章 雑則 (化学物質の自主管理)</p> <p>第44条 条例第66条に規定する自主管理物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) トルエン (2) キシレン (3) p-ジクロロベンゼン (4) 1, 2-ジクロロプロパン (5) フタル酸ジエチルヘキシル (6) クロロエチレン</p> <p>2 条例第66条の規定による記録は、自主管理記録表(第33号様式)により行い、10年間保存しておくものとする。</p>
<p>(立入調査等)</p> <p>第67条 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、使用事業場を設置している者及び関係事業者(以下「使用事業者等」という。)の土地に立ち入って地質の汚染状態若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は使用事業者等に対し、報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、井戸設置者の土地に立ち入って井戸の構造若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は井戸設置者に対し、報告を求めることができる。</p> <p>3 市長は、この条例の施行に関して必要な限度において、使用事業者等以外の者の土地に立ち入って地質の汚染状態若しくは施設、帳簿書類その他の物件を調査し、又は、その者に対し、報告を求めることができる。</p> <p>4 使用事業者等及び井戸設置者並びに使用事業者等以外の者は、市長が前3項の規定による調査又は報告を求めたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。</p>	
<p>(技術的助言等)</p> <p>第68条 市長は、使用事業者等に対し、汚染防止対策、詳細調査又は浄化事業に関する技術的な助言及び情報の提供に努めるものとする。</p>	
<p>(協力金)</p> <p>第69条 市長は、地下水の水質を保全する事業その他必要な事業に要する経費の一部に充てるため、事業者に対し、協力金の納入を求めることができる。</p>	
<p>(井戸の適正管理)</p>	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>第70条 井戸設置者は、定期的に水質検査を行う等井戸を適正に管理しなければならない。</p>	
<p>(飲用指導等) 第71条 市長は、市民に対し、井戸水を飲用にするときの指導を行うほか、対象物質により汚染された地下水を飲用したことによる健康への影響を調査するための健康診査を計画的に行うものとする。 2 市長から要請を受けた市民は、市長が行う健康診査を受診するように努めなければならない。</p>	
<p>(委任) 第72条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(様式) 第45条 条例及びこの規則の規定により使用する様式は、別表第4のとおりとし、その内容は、別に定める。</p>
<p>第9章 公表及び罰則 (公表) 第73条 市長は、地質を汚染した者、正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わない者その他この条例の規定について悪質な違反者があるときは、その内容を本市の広報紙等により公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。</p>	
<p>(罰則) 第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第1項、第14条第1項又は第44条の規定による命令に違反した者 (2) 第39条第1項の規定に違反して井戸の設置を行った者</p>	
<p>第75条 第21条第2項、第41条第2項、第42条、第47条又は第50条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第76条 第7条、第10条第2項、第40条第1項又は第43条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第11条第1項の規定に違反して対象物質を使用した者 (3) 第67条第1項又は第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした</p>	

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
者	
<p>(両罰規定)</p> <p>第78条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第74条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第74条から前条までに規定する罰金刑を科する。</p>	
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の廃止)</p> <p>2 秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例(平成5年秦野市条例第17号)は、廃止する。 (秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行日前に前項の規定による廃止前の秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為とみなす。</p> <p>4 この条例の施行日前に廃止前の条例の規定により設置された秦野市地下水汚染対策基金に属する現金又は有価証券は、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。 (秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>5 この条例の施行日前に秦野市環境基本条例附則第3項の規定による廃止前の秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号。以下「廃止前の環境保全条例」という。)の規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、届出、手続その他の行為とみなす。 (井戸設置の許可に係る経過措置)</p> <p>6 この条例の施行日前において現に井戸を設置し、又は井戸を設置する工事に着手した者については、第39条の規定は適用しない。</p> <p>7 この条例の施行日前において現に井戸を設置し、又は井戸を設置する工事に着手した者は、施行日に第39条ただし書の市長による井戸設置の許可を受けたものとみなす。</p> <p>8 この条例の施行の際、現に井戸を設置している者で、廃止前の環境保全条例第37条第1項の規定による届出をしていないものは、この条例の施行日から3か月以内に、井戸ごとに、第40条第1項各号に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならぬ。</p> <p>9 前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。 (秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例施行規則の廃止)</p> <p>2 秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例施行規則(平成5年秦野市規則第17号)は、廃止する。 (既存井戸に係る届出の手続)</p> <p>3 条例附則第8項の規定による届出は、第23条に定める手続の例による。</p> <p>附 則(平成14年3月28日規則第4号) この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成14年10月1日規則第22号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成16年10月29日規則第31号) この規則は、平成16年10月30日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年9月13日規則第27号) この規則は、平成17年9月14日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年12月18日規則第32号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年7月9日規則第33号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年3月24日規則第6号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年3月28日規則第5号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>

秦野市地下水保全条例	秦野市地下水保全条例施行規則
<p>者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項に規定する罰金刑を科する。</p> <p>附 則(平成25年12月18日条例第24号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (秦野市地下水汚染対策審議会の委員に係るみなし規定)</p> <p>2 この条例の施行の日前において秦野市地下水汚染対策審議会の委員の職にある者については、この条例による改正後の秦野市地下水保全条例の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。 (秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。 第1条第23号及び別表第1中「秦野市地下水汚染対策審議会」を「秦野市地下水保全審議会」に改める。</p> <p>附 則(平成31年3月25日条例第12号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	

別表第1（第4条関係）

地下水かん養域
<p>本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、河原町の一部、元町、末広町、入船町、曾屋一丁目、曾屋二丁目、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町一丁目、桜町二丁目、水神町、ひばりヶ丘、富士見町、曾屋の一部、上大槻の一部、新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢の一部、上今川町、今川町、今泉の一部、大秦町、室町の一部、尾尻の一部、西大竹の一部、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、南が丘五丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台三丁目、今泉台一丁目の一部、今泉台二丁目、今泉台三丁目、落合、名古木、寺山の一部、小蓑毛、蓑毛、東田原、西田原、下落合、羽根、菩提、横野、戸川、三屋、並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西の一部、堀川、堀山下の一部、沼代新町、柳町一丁目、柳町二丁目、若松町、萩が丘、曲松一丁目、曲松二丁目、渋沢の一部、栃窪の一部、渋沢一丁目、渋沢二丁目、渋沢三丁目、渋沢上一丁目、渋沢上二丁目、千村一丁目、千村二丁目、千村三丁目、千村四丁目の一部</p>

別表第2（第10条関係）

1 保管に関する事項

- (1) 対象物質は、地上に保管すること。
- (2) 保管容器は、対象物質が漏出しない構造及び材質の容器とすること。
- (3) 対象物質は、保管容器の下に受皿（ステンレス鋼製等の対象物質に耐性を持つ材質のものに限る。以下同じ。）を設置し、若しくは床面を樹脂被覆（対象物質に耐性を持つ合成樹脂のもので、つなぎ目からの地下浸透の防止処置をとるものに限る。以下同じ。）し、又はこれらと同等以上の地下浸透を防止するための処置をとって、屋内に保管すること。ただし、やむを得ず屋外に保管するときは、次号に掲げる場合を除き、これらの処置に加え、屋根を設けること。
- (4) タンクにより対象物質を保管するときは、タンク容量に応じた防液堤を設置するとともに、その内面について前号の規定による地下浸透を防止するための処置をとること。
- (5) 保管場所ごとの周囲（受皿又は防液堤が設置してあるときは、その外側。以下同じ。）に、地質の汚染状態を確認できる点検口をそれぞれ1又は2以上設置すること。

2 使用する設備等に関する事項

- (1) 使用する設備及び対象物質の新液（再生液を含む。）又は廃液が流れる配管は、地上に設置すること。
- (2) 使用する設備は、屋内に設置すること。
- (3) 使用する設備及び洗浄済みの物の下には、受皿を設置すること。ただし、使用する設備を設置する床面を樹脂被覆し、又はこれと同等以上の地下浸透を防止するための処置をとるときは、この限りでない。
- (4) 使用する設備ごとの周囲に、地質の汚染状態を確認できる点検口をそれぞれ1又は2以上設置すること。

3 使用する作業等に関する事項

- (1) 洗浄作業は、洗浄後の液切りを十分に行うこと。
- (2) 布等を用いる洗浄作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うものとし、必要に応じて受皿を設置すること。
- (3) 移替えの作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うものとし、必要に応じて受皿を設置すること。
- (4) 運搬の作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うこと。

4 点検管理に関する事項

- (1) 第1項第5号及び第2項第4号に規定する点検口により、週に1回以上、

対象物質の漏出の有無を測定し、その結果を記録しておくこと。この場合において、その測定の記録は1年間保存しておくこと。

ア 点検口の構造は、次の構造とすること。

(ア) 点検口を通して、ボーリングバー・検知管法による簡易測定ができる構造とすること。

(イ) 点検口の上端は、床面等から50ミリメートル以上高くし、ふたを設けること。

(ウ) 点検口と床面等との接合部は、地下浸透を防止するための処置をとること。

イ 点検口の測定は、ガス検知管を用いて行うものとし、必要に応じてガスクロマトグラフ法により測定すること。

(2) 前号に定めるもののほか、保管場所にあつては、その保管場所において作業を行うたびごとに、対象物質の漏出の有無を点検すること。

(3) 第1号に定めるもののほか、使用する設備にあつては、その設備の機器の異常及び対象物質の漏出の有無を始業点検すること。

別表第3（第15条関係）

	対象物質	浄化目標	
		土壌及び地層	地下水
対象物質の含有量	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/ℓ	0.3 mg/ℓ
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ	0.002 mg/ℓ
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ	0.006 mg/ℓ
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ	0.004 mg/ℓ
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	0.1 mg/ℓ
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ	0.04 mg/ℓ
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ	0.02 mg/ℓ
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ
	クロロホルム	0.06 mg/ℓ	0.06 mg/ℓ

備考

- 1 土壌中及び地層中の対象物質の含有量の測定方法は、次の各号に掲げる物質に応じ、それぞれの各号に掲げる方法による。
 - (1) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼン それぞれ土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法
 - (2) クロロホルム 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により作成した検液について、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）別表クロロホルムの項に定める方法
- 2 地下水中の対象物質の含有量の測定方法は、次の各号に掲げる物質に応じ、それぞれの各号に掲げる方法による。
 - (1) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼン それぞれ水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法
 - (2) クロロホルム 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について別表クロロホルムの項に定める方法

別表第4（第41条関係）

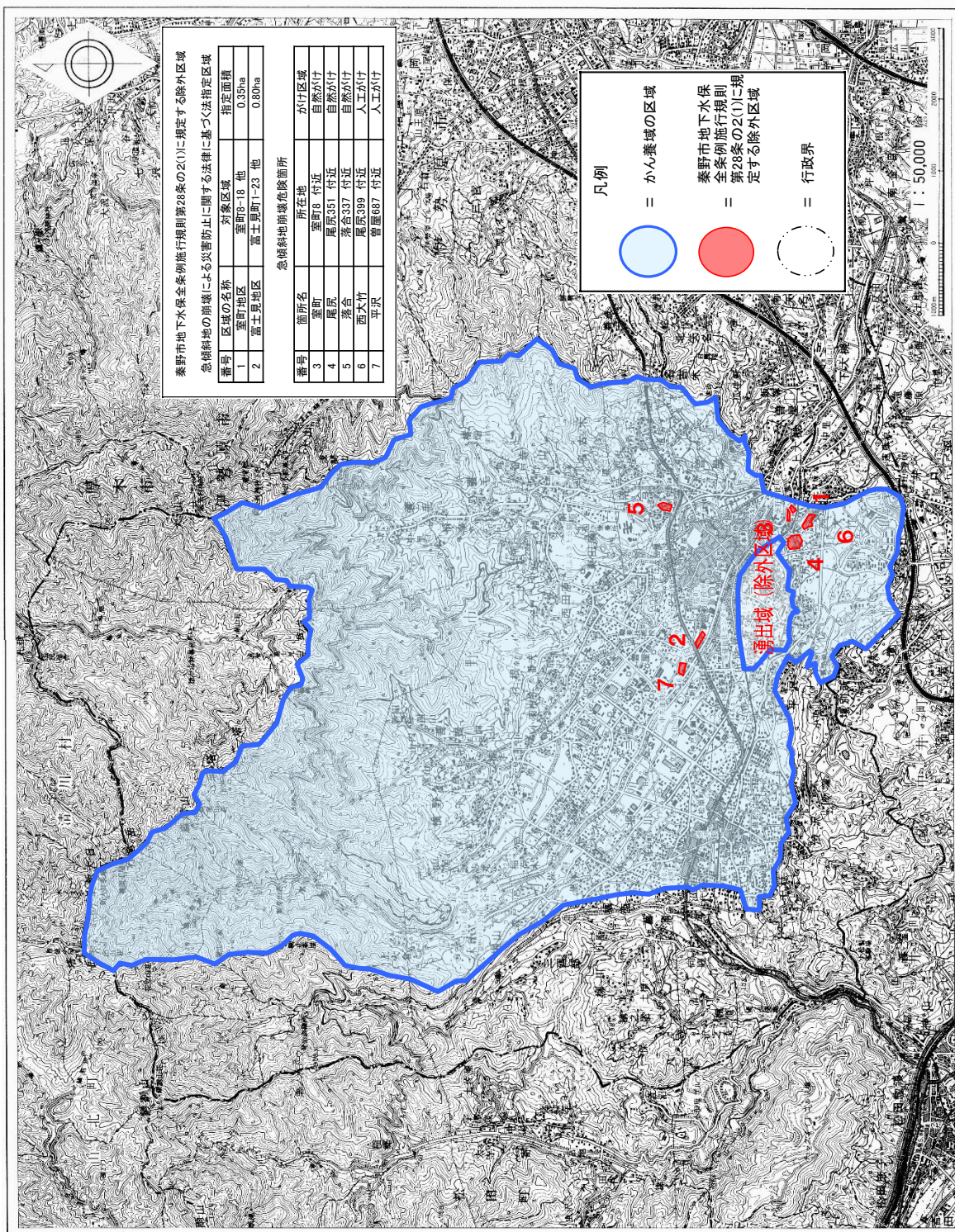
様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	設置届書	第6条
第2号様式	現況届書	第7条
第3号様式	過去使用届書	第8条
第4号様式	氏名等変更届書	第9条
第5号様式	使用等変更届書	第9条
第6号様式	物質収支報告書	第11条
第7号様式	使用廃止届書	第12条
第8号様式	詳細調査計画書	第13条
第9号様式	詳細調査計画承認書	第13条
第10号様式	詳細調査変更計画書	第13条
第11号様式	詳細調査変更計画承認書	第13条
第12号様式	詳細調査結果報告書	第14条
第13号様式	浄化事業計画書	第16条
第14号様式	浄化事業計画承認書	第16条
第15号様式	浄化事業変更計画書	第16条
第16号様式	浄化事業変更計画承認書	第16条
第17号様式	浄化事業経過報告書	第17条
第18号様式	浄化事業終了申出書	第18条
第19号様式	浄化事業終了承認書	第18条
第20号様式	井戸設置許可申請書	第20条
第21号様式	地下水節水計画書	第20条
第22号様式	地下水涵（かん）養計画書	第20条
第23号様式	地下水管理者届書	第20条
第24号様式	地下水利活用報告書	第22条
第25号様式	井戸設置許可（不許可）決定通知書	第23条
第26号様式	井戸設置届書	第24条
第27号様式	井戸設置台帳	第25条
第28号様式	井戸設置者変更届書	第26条
第29号様式	井戸の構造等変更届書	第26条
第30号様式	井戸使用廃止届書	第27条
第31号様式	寄附申出書	第32条
第32号様式	基金台帳	第33条
第33号様式	自主管理記録表	第44条
第34号様式	立入調査員証	条例第67条

秦野市地下水保全条例施行規則第4条の規定により地下水かん養域の区域を別紙のとおり公告します。

平成14年4月1日

秦野市長 二宮 忠夫

別紙 地下水かん養域の区域



この図は、国土院の地形図を基に、関係機関との協議を経て、関係機関の協力により作成されたものである。関係機関の名称は、関係機関のホームページ等で公表されている。



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市地下水保全審議会
会長 小林 剛



秦野市地下水総合保全管理計画（案）について（答申）

令和2年11月25日付け、FNo. 5・4・0（甲）で諮問のありましたこのことについて、当審議会において審議した結果、原案は妥当なものと認め、次の意見を付して、ここに答申します。

1 計画目標について

水循環を健全な状態に保ち、将来にわたって持続的に利活用していくため、3つの計画目標（秦野名水の保全と利活用・安定的な水収支・安全な地下水）を達成するための個別施策について、着実に推進してください。

2 地下水をマネジメントする

今回の改定では、今までの秦野盆地の地質構造を一新し、地下水賦存量も過去の推計値を大きく上回るとされています。しかし、そのすべてが利活用できるわけではなく、地下水の過剰取水が続けば、湧水の枯渇や地下水位の低下といった障害が起こる恐れがあります。

地下水収支や地下水位等のモニタリングを通じ、地下水を流域でとらえた水循環のマネジメントをしてください。

また、名水復活宣言後も全般的に地下水の汚染濃度は低減してきていますが、濃度の再上昇が見られる地点もあります。

引き続き、地下水の水質をモニタリングしながら、濃度変動に及ぼす原因の解明や局所的に残る汚染の浄化促進に努めてください。

3 秦野名水名人とともに

市民の財産である地下水をマネジメントしていくには、これからは民間レベルの参画が必要です。地域で活躍している「使う・守る・育てる・伝える」名人との連携・協働の施策は評価します。

また、地下水を通じた国際貢献など、SDGsの目標達成に向けた取組みも推進してください。

日付	改定経過内容	
令和2年	2月12日	地下水総合保全管理計画改定庁内会議（第1回） 関係13課 ・計画の改定について ・改定スケジュール ・施策の評価について
	5月20日	秦野名水ワークショップ「秦野名水名人講座」 動画配信 ・その1「秦野市地下水総合保全管理計画について」 ・その2「秦野盆地の地下水について」
	5月28日	秦野名水ワークショップ「秦野名水名人講座」 動画配信 ・その3「秦野の水道事業について」
	7月13日	地下水保全審議会（第1回） ・計画改定の概要について
	8月13日～ 9月18日	郵送アンケート ・一般向け（住民基本台帳より抽出した18歳以上の1,200人）
	10月9日	部長会 ・計画素案について
	11月25日	地下水保全審議会（第2回） ・諮問 計画案について
	12月24日	地下水総合保全管理計画改定庁内会議（第2回） ・施策の評価・取組みについて ・計画案について
	12月24日	地下水保全審議会（第3回） 郵送 ・施策の評価・取組みに対する意見照会 ・計画案について意見照会
令和3年	1月5日	部長会 ・パブリック・コメントの実施について
	1月13日	地下水総合保全管理計画改定庁内会議（第3回） 書面開催 ・各課からの意見
	1月15日	議員連絡会 ・計画案について
	1月16日～ 2月15日	パブリック・コメント
	2月16日	秦野名水ワークショップ「秦野名水名人講座」 動画配信 ・その4「秦野名水復活の道のり」
	2月26日	地下水総合保全管理計画改定庁内会議（第4回） 書面開催 ・パブリック・コメントの結果について
	3月12日	地下水保全審議会（第4回） 書面開催 ・答申案について
	3月23日	答申 ・地下水保全審議会 会長 小林剛

参考・引用文献等

- 1) 秦野市（2003）：秦野市地下水総合保全管理計画 平成15年3月
- 2) 秦野市（2012）：秦野市地下水総合保全管理計画（改訂版） 平成24年3月
- 3) (株)地圏環境テクノロジー（2020）：令和元年度 秦野市地下水モニタリング事業委託業務報告書 令和2年3月
- 4) 国立研究開発法人産業技術研究所 地圏資源環境研究部門 地下水研究グループ 町田功・井川怜欧（2020）：令和元年度 秦野盆地の水質分析に基づく地下水流動検討に関する技術コンサルティング報告書
- 5) (株)ダイヤコンサルタント（2018）：平成29年度 秦野盆地水理構造調査ボーリング委託業務報告書 平成30年3月
- 6) (株)ダイヤコンサルタント（2019）：平成30年度 秦野盆地水理構造調査ボーリング委託業務報告書 平成31年2月
- 7) (株)アサノ大成基礎エンジニアリング（2020）：令和元年度産業利用促進ゾーン水源調査ボーリング委託業務報告書 令和2年3月
- 8) 秦野市（2020）：秦野盆地の水収支報告書 令和2年6月
- 9) 秦野市（2020）：秦野市環境報告書令和2年度版 令和2年11月
- 10) 秦野市（2020）：公害対策等の概況令和2年度版 令和2年9月
- 11) 内閣官房水循環政策本部事務局（2019）：流域マネジメントの事例集 令和元年10月
- 12) 内閣官房水循環政策本部事務局（2019）：地下水マネジメントの手順書技術資料編 令和元年8月

令和 3 年(2021 年) 3 月発行 (改訂版)

秦野市地下水総合保全管理計画

令和 3 年度(2021 年度)－令和 1 2 年度(2030 年度)

編集・発行 秦野市環境産業部環境共生課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

電話：0463-82-9618／FAX：0463-82-6256

E-mail：k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>



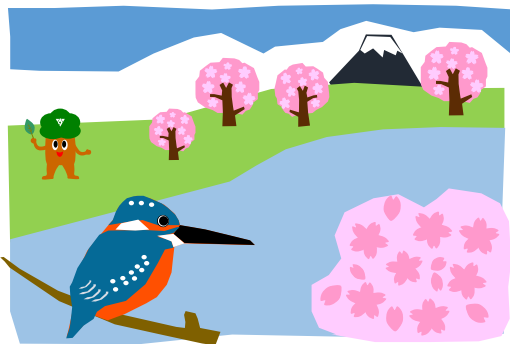
秦野名水「護摩屋敷の水」



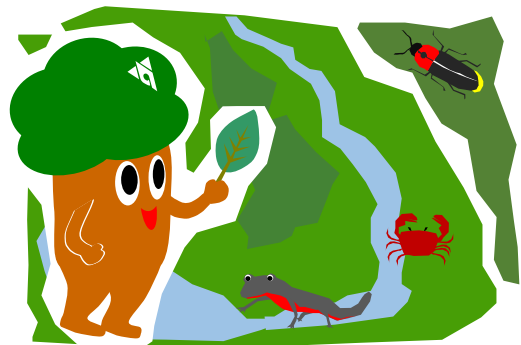
地下水保全紙芝居「いっぽんの秦野名水」



地下水保全紙芝居「もりりんの弘法の清水」



秦野名水「今泉名水桜公園」



秦野名水「いまいずみほたる公園」